

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

川越栗橋線	路線名
久喜市上内字椎名二二三番一地先から同市葛梅二丁目一九番九地先まで	供用開始の区間
令和七年七月二十二日	供用開始の期日
令和七年五月二日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 二・三二・四七メートル	備考